

関東一人親方労災保険協力会【遵守事項及び確認事項】 R3.4.1

関東一人親方労災保険協力会に加入するにあたり作業に従事する際には必ず下記を一読の上、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」）、労働者安全衛生法・規則の関係条項を遵守し、安全衛生には注意をしてください。更新時と同様とします。

- 1 労災保険の補償開始日は協力がが労働基準監督署(以下「労基署」)へ申請を提出した翌日からとなる。
- 2 協力は以下に該当する場合は入会のお申し込みをお断りさせていただくことがある。
 - (ア) 入会の意図が社会的、倫理的見地から鑑みて不当または労災保険給付の不正受給などであると思われる場合
 - (イ) その他、協力がが入会希望者を会員とすることを不相当と判断する場合
- 3 費用の払込は原則として年1回とする。
- 4 労基署への申請手続は、保険料等の入金を確認した後に開始する。保険料等ご希望の労災保険の補償開始日の2営業日前までに指定した口座に指定金額の全額を振込むものとする。支払いがないときは、加入意思がないものとして加入手続を中止する。
- 5 加入手続中止後にご入金があった場合、再度加入を希望の場合は加入手続が遅延する場合がある。その場合の遅延によって発生する損害等に関して、協力はは一切の責任を負わない。
- 6 加入希望者は、加入申込書に自動車運転免許証、国民健康保険証または住民票の写し等本人及び現住所確認の可能な公的証明書類の写しを添付して加入申込をしなければならない。
- 7 協力は、加入時及び更新時に入手した会員の個人情報を取扱規程に準じて適正に処理する。
- 8 労災保険に特別加入できる業務の範囲は土木・建築その他の工作物の建設・改造・保存・修理・変更・破壊もしくは、解体又はその準備の作業とし、加入時又は更新時に当該業務以外の業務で加入又は更新の申込があった場合はその部分においてのみ無効又は取消となります。会員は加入申込書、更新申込書、加入証明書等で加入している業務内容を確認する必要がある。
- 9 会員は、協力の定める給付基礎日額（以下「日額」という。）以外の日額には変更できない。
- 10 年度更新の意思確認は毎年1月以降に協力より会員又は会員が指定する代理人宛に郵送等にて行います。会員は、指定期日までに文書による意思確認、保険料等の納付を完了しなければならない。意思確認及び保険料等の納付が確認できないときは、年度末に脱退する意思表示と見なして、年度末をもって脱退とすることがある。
- 11 協力は会員に加入証明書を発行する。ただし、健康診断の受診義務がある会員については労働局からの承認後の発行とする。下記13により脱退又は加入取消となった場合にはその脱退日にさかのぼって脱退となるか、又は加入取消とする。なお、この場合協力は下記20により一切の責任を負わない。
- 12 会員が脱退等を希望するときは、事前に必ず協力に連絡しなくてはならない。連絡がない場合は、脱退手続完了日までの保険料等が発生し、会員はそれを支払う義務がある。
- 13 以下のいずれかに該当する場合は、会員の合意なしに理事会の判断によって脱退又は加入取消や更新取消手続をとることがある。
 - (ア) 協力指定のお振り込み期日までにご入金がないとき
 - (イ) 会員が指定した連絡先に連絡が取れないとき
 - (ウ) 直近2年間に労災事故の件数が3回以上となったとき
 - (エ) 日本国内外を問わず法令に違反し、協力の会員としてふさわしくないと判断したとき
 - (オ) 協力の名誉を毀損したとき
 - (カ) 特定業務に該当する方で健康診断受診義務のある会員の方が、協力がが通知した健康診断受診期間内に正当な理由なく健康診断を受診しないとき
- 14 以下に該当した場合は速やかに協力まで連絡ください。連絡がない場合は、労災保険の給付を受けることが出

- 来ない等の不利益を被ることがあります。本人が連絡できない状態のときは、代理人が対応することも認める。
- (ア) 年間 100 日間以上従業員を雇い入れている。又は雇い入れる予定がある場合（パート・アルバイト含む）
 - (イ) 業種を変更したとき又は建設業でなくなったとき
 - (ウ) 住所・氏名や連絡先を変更したとき
 - (エ) 業務上または通勤上において、ケガをしたとき、死亡したとき
- 15 労災保険の給付は労災保険法に基づき労基署が認定した基準による。
 - 16 業務災害として認められる範囲は請負契約に直接必要な行為を行う場合、請負工事現場における作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合、請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合、請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業及びこれに直接付帯する行為を行う場合、台風や災害などの突発事故等による予定外の緊急出勤の途上とし、通勤災害として認められる範囲は一般の労働者と同様。
 - 17 協力会に届け出た業務及び作業内容以外の作業に従事しているとき、又は上記 16 に定める請負契約以外の業務に従事しているときに被った災害に関しては労災保険の対象外となる場合がある。具体的な認定基準及び給付は労災保険法に基づき労基署が認定した基準による。
 - 18 会員が年度途中に脱退等をしたときは、未経過分の保険料のみ返金し、入会金及び会費は返金しない。なお、振込手数料は会員負担とする。
 - 19 協力会は労災保険に係わる運営事務及び費用徴収業務の一部を社会保険労務士法人労務管理オールに委託する。
 - 20 加入予定者及び会員は、規約等を遵守し、規約等の執行により被った損害等に関し、いかなる名目においても協力会に損害等を請求できない。また協力会は、上記規約の執行により加入予定者、会員に生じる如何なる損害等に関しても一切責任を負わない。
 - 21 労災保険料率改訂があった場合、保険料等の内訳、金額等が変更されることがある。
 - 22 協力会は労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 6 条 2 項 4 号に定める区域内に所在地を有する建設業の自営業者を第一種会員とし、協力会の設立及びその運営に多大なる貢献をし、又は協力会の業務や労災保険法に精通した者を第二種会員とする。また、協力会の事業に賛助する者として法人会員がある。
 - 23 代議員の選出は第二種会員の立候補又は協議による。代議員が所定の定数に満たない時は理事長が代議員を兼務又は理事会の決議を経て理事長に一任とする。
 - 24 協力会規約、災害防止規程等の協力会規約等は代議員会に諮り変更する。
 - 25 協力会の運営に係る事項（総会、諸会議における議決事項を含む）については協力会が選出した代議員に委任するものとする。